

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年12月27日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1227第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)が改正され、令和5年1月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■新規収載項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
7	BRAF V600E 変異タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製	1,600 (400×4回分)	病理 (130)	*

[注]

- *:(11) BRAF V600E 変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分番号「N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌における BRAF 遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合
イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合
- (12) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF V600E 変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した場合には、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上